

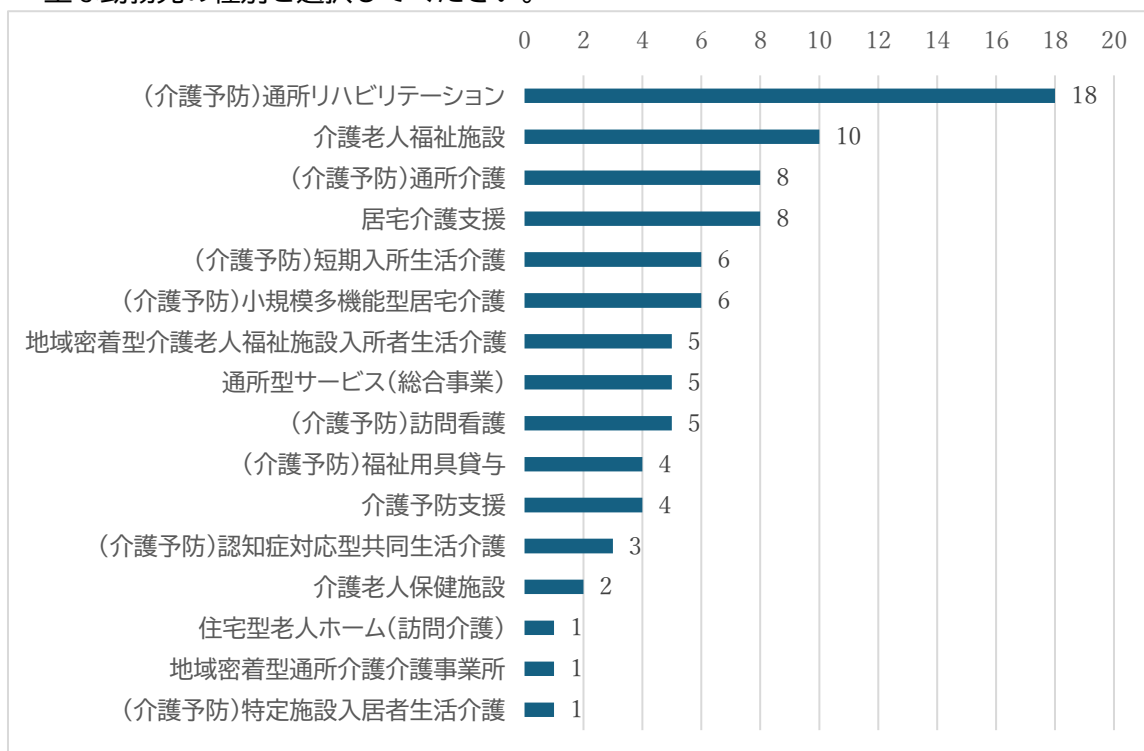
令和6年度事業者連絡協議会アンケートの結果について

- 1 目的 協議会活動の参考意見を収集する。
- 2 内容 次の2点について意見・要望を伺った。
 - (1) 協議会における会員間の連携強化のための取組に係る意見について
 - (2) 令和7年度事業者連絡協議会の活動方針等に係る意見について
- 3 対象者 市内介護保険事業所で働く全ての職員
- 4 実施期間
令和6年11月29日（火）～令和6年12月13日（金）
- 5 回答者 87名
- 6 結果概要（複数回答可能なため、回答者数を回答数が上回る場合があります。）
 - (1) 協議会における会員間の連携強化のための取組に係る意見について
事業所間の連携について、24.1%の者が「十分できている」と、47.1%の者が「さらなる強化が必要」と回答しました。その他の意見としては、「事業者間の前に事業者連絡協議会の連携が全くできていない」「大規模事業所と小規模事業所ではサービス内容の大きな違いから連携は難しい」等の意見がありました。
（問4）
連携強化のための取組として推進すべきと思うものについては、「意見交換等の交流の機会の増加の検討」と「事業種別ごとの部会の設置の検討」と回答した者が37人で同率1位、次いで「介護保険事業所間の情報連携ツールの導入の検討」と回答した者が33人でした。（問5）
意見交換の場について、ふさわしい実施方法についての回答者数は「対面」が45人、「オンライン形式」が40人と概ね半々で、適切な時間数については「1時間」が40人、「30分」が29人、「15分」が9人でした。（問6・問7）
情報連携ツールの検討については、回答者のうち11の事業所で既に使用しており、また、導入・体験したいツール・機能として「加算の取得状況」「待機者状況」「利用者の支援に係る情報」の共有ができるもの、「事業者に限らず利用者にもニーズに合わせた情報が共有できるツール」といった意見がありました。
（問9・問10）
 - (2) 令和7年度事業者連絡協議会の活動方針等に係る意見について
活動方針の方向性として「介護職員の働きやすい環境の整備」と回答した者が50人、「介護職員の負担軽減」と回答した者が43人、「介護人材の確保（新規入職者増加に向けた検討）」と回答した者が41人でした。（問12）
協議会活動として実施してほしいものについての回答者数は、「事業者間の意見交換をメインとした交流会」が33人、「外部講師を招いた学習会」が32人、「介護ロボットや業務効率化のためのツール等の体験会」が30人で、参加の意向については、43.9%の者が「参加したい」と、46.3%の者が「参加したいが都合により難しい」と回答しました。

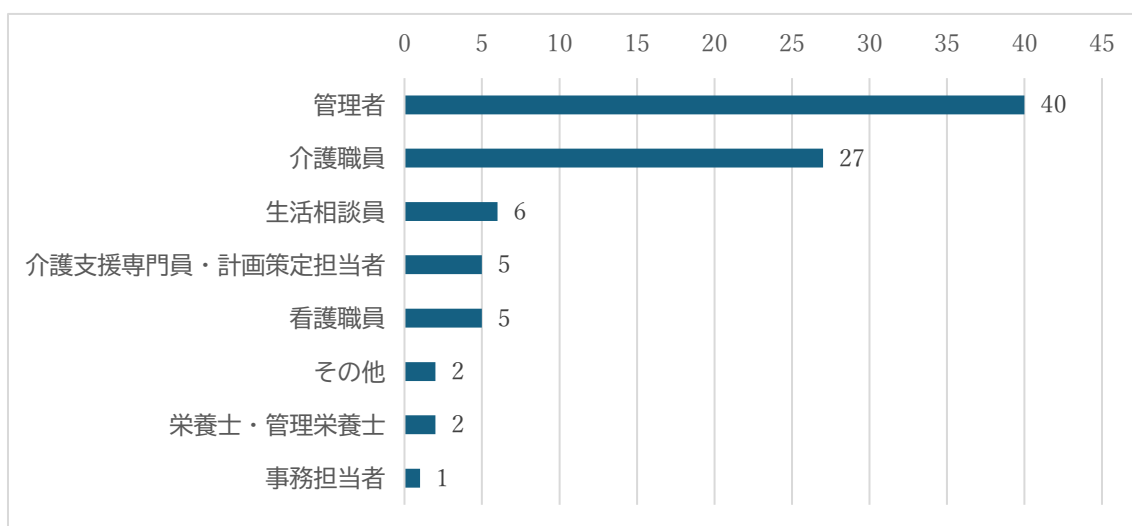
8 令和6年度事業者連絡協議会アンケートの結果について

【回答者について】

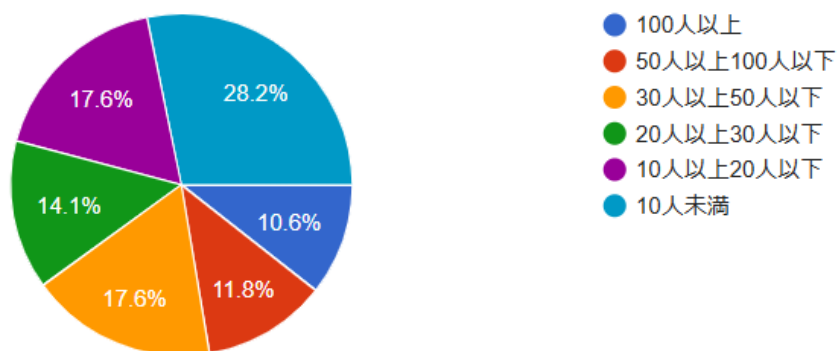
問1 あなたの所属する事業所の種別を教えてください。兼務している場合は、いずれか主な勤務先の種別を選択してください。



問2 あなたの職種を教えてください。兼務している場合は、いずれか主な職種を選択してください。

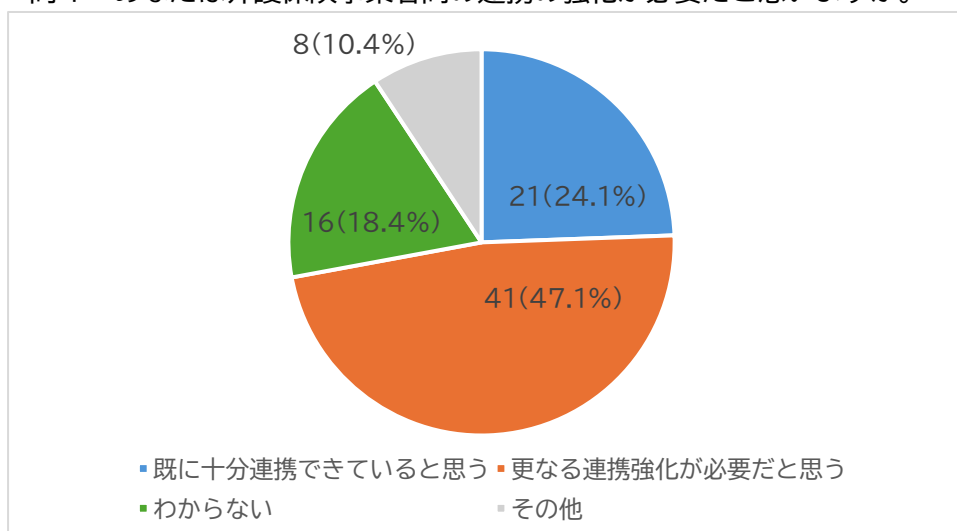


問3 あなたの所属する事業所の職員数について教えてください。



【那須塩原市介護保険事業者連絡協議会について】

問4 あなたは介護保険事業者間の連携の強化が必要だと思いますか。

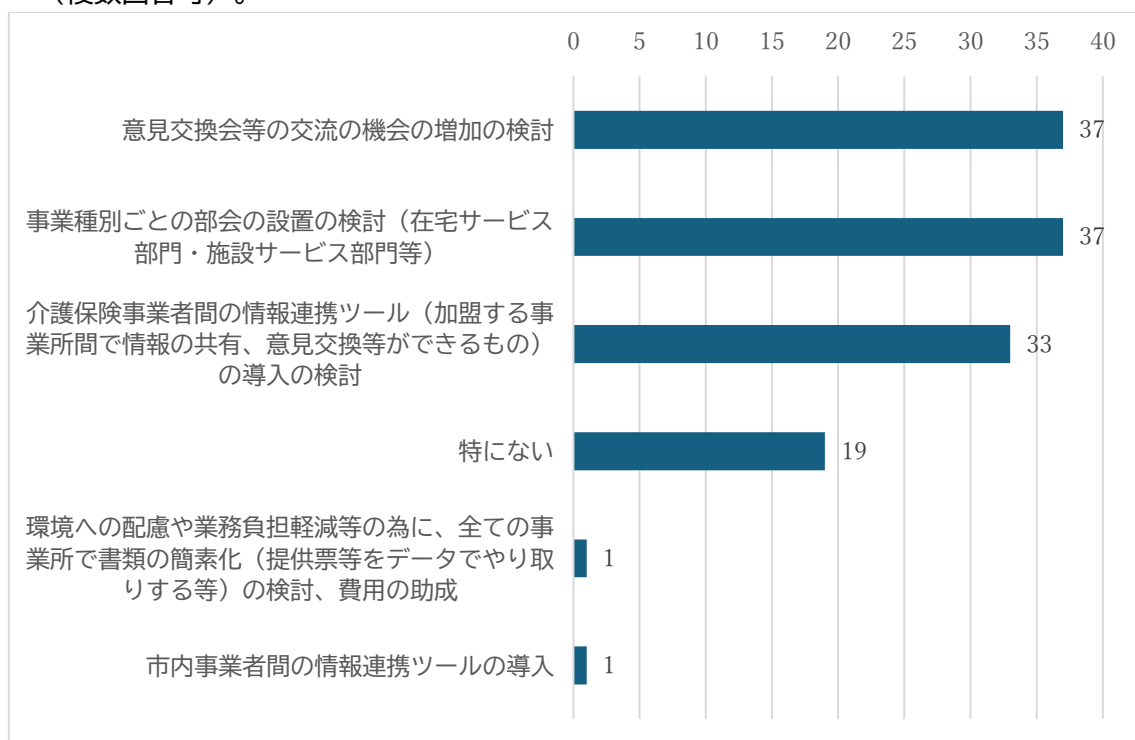


●その他御意見

- ・連携は必要だと思うが強化とは？
- ・連携する内容によりけり
- ・連携が必要だと思うが、事業所間の連携以前に協議会とのが全くできていない。
- ・同じ利用者に関わるサービス事業所同士の連携は必要だと強く感じるので、その機会となるサービス担当者会議の重要性は高いと思っている。介護カフェでの事業所間のグループワークは色々と話が聞けて交流が図れるのでよい活動と感じています。
- ・第2条の目的（10 ページ参照）に沿った連携又は検討があつて、結論的なことが出されているのかが把握できていないので回答のしようがありません。
- ・大規模事業所と小規模事業所でのサービス内容の大きな違いから、連携は難しいと考えています
- ・詳しい事は分かりませんが、必要な際に事業所間での連絡は出来ているため、どこまでの連携かによるとは思いますが、ある程度の連携は出来ているとは考えます。

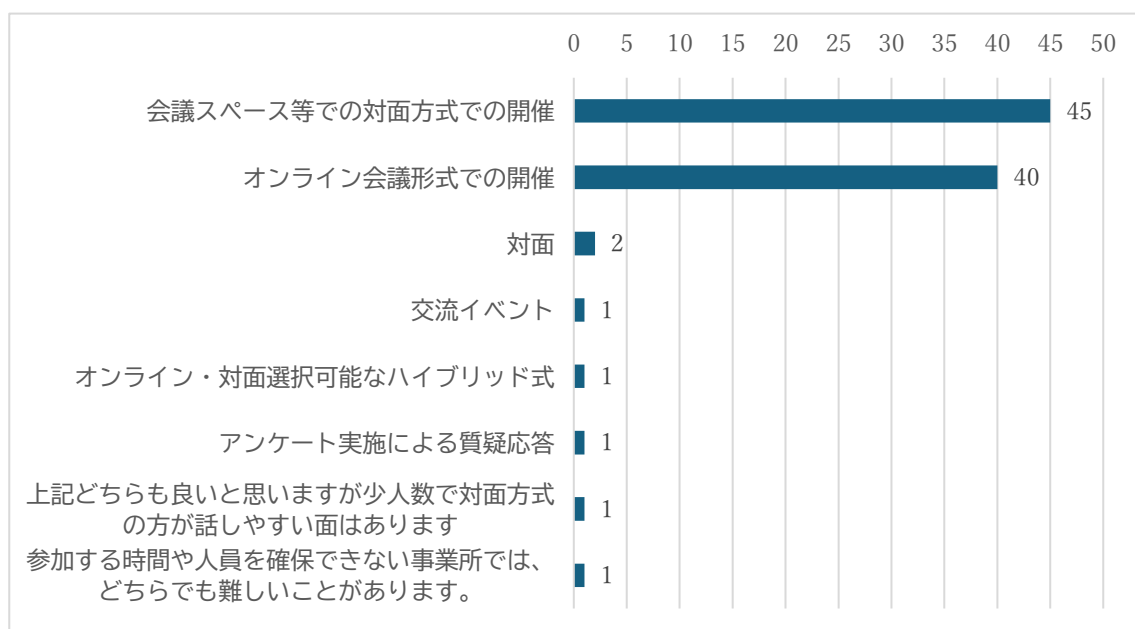
【連携強化のための取組について】

問5 連携強化のための取組として、推進すべきと思うものがあれば選択してください（複数回答可）。

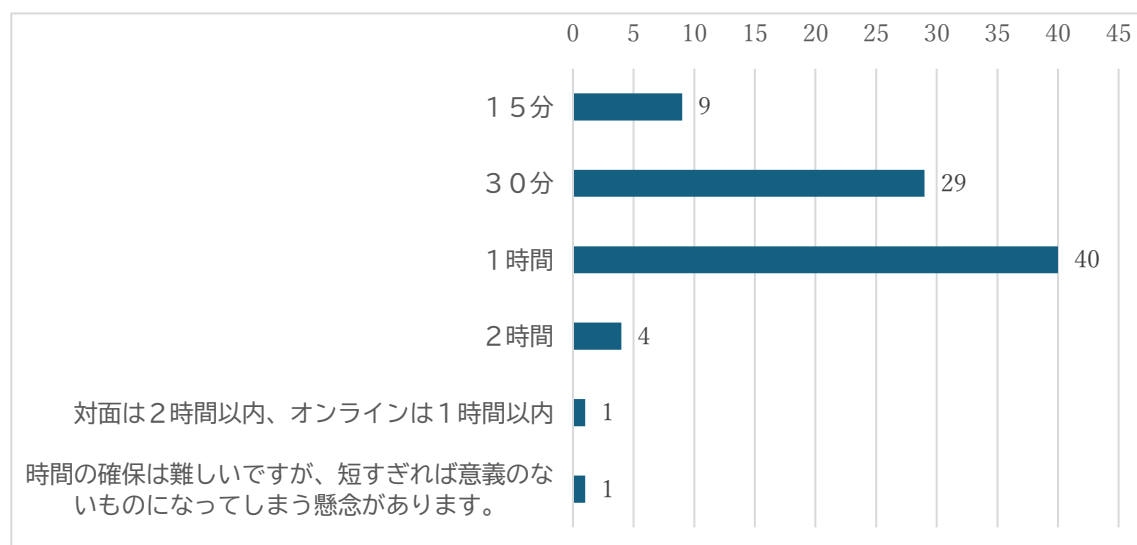


【意見交換等の交流の機会の増加について】

問6 意見交換等の交流の場を設ける場合、実施方法としてふさわしいと思うものがあれば、回答してください。（任意回答）



問7 対面やオンライン会議で事業者間の意見交換をする場合、適切であると思う時間数を教えてください。（任意回答）



問8 そのほか、意見交換について、意見があれば回答してください。（任意回答）

- ・ ネットの普及によりご家族からの要望（要求）が、年々高くなってきていると感じます。施設としては、人間的なもの、施設のハード面で対応が困難な事もあり、各施設では、どのような事案や対応をしているのか知りたい。
- ・ 利用者減少、職員不足など共有しながら、対策等の話し合いができればよいとは思いますがその余裕がないのが実情でしょうか。老施協の集まりもコロナ後全くなっています。
- ・ 業務時間内での開催希望
- ・ 利用者がデイサービスで求めていること、やりたいことなど
- ・ 定期的な調査等（公表・回答できる範囲で）
- ・ あまりかしこまった場ではなく、みるるや SHOZO のような少しお洒落な空間でゆっくり話せる機会があってもよいように思います。
- ・ オンライン会議が参加しやすいと思いますが、多数の参加者になると意見交換は主催者などがうまく回さないと特定の人だけが話すことになり主旨に外れてしまう可能性が高いと考えます。
- ・ 対面（オンライン会議含む）での意見交換会という形では現状の小規模事業者が度々参加するのは難しいと思われます。意見の交換よりも情報の共有を重視するべきだと考えます。

【情報連携ツールの検討について】

問9 既に使用している情報連携ツールがあれば、その正式名称と主な機能を教えてください。（任意回答）

情報連絡ツール	主な機能
メディカルケアステーション （CMS・どこでも連絡帳）	活動団体・利用者に関わるグループなどが作れる LINE のようなもの
連絡帳・連絡アプリ	介護記録、申し送り等の記録、チャット機能等により、施設内と利用者家族で情報共有できるもの
サービス担当者会議	ケアプラン作成のために、利用者、家族、サービス提供事業者等で共通理解や情報共有を図るもの
入院時情報連携シート	入院時病院への情報提供

問10 導入したい・体験してみたい情報連携ツールまたは機能があれば記入してください。（任意回答）

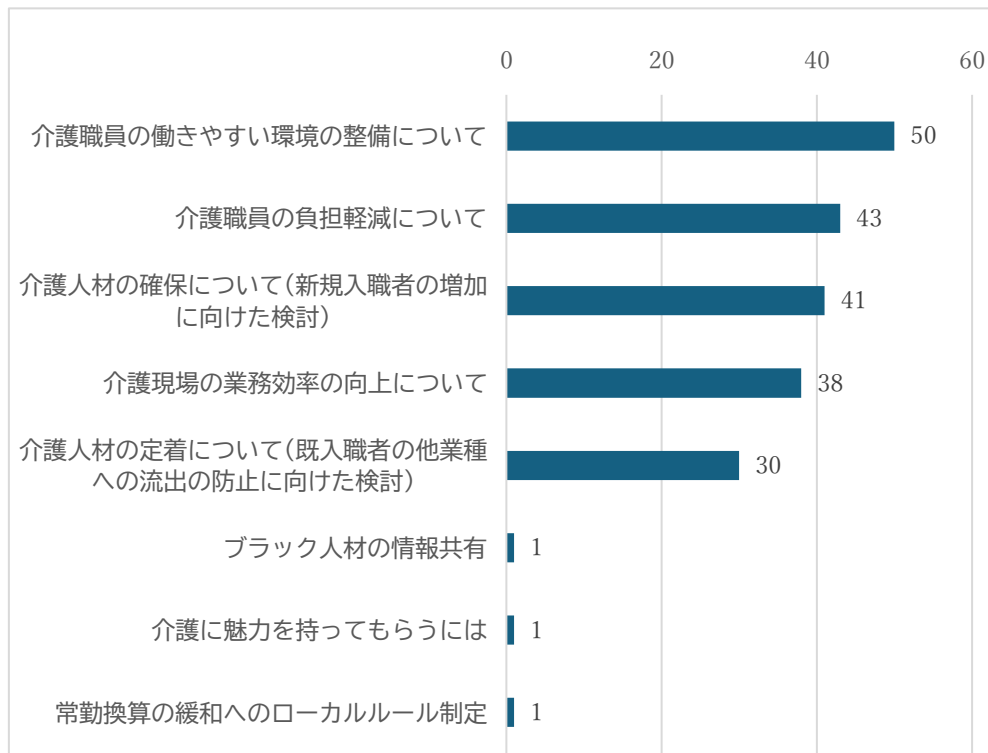
- ・地域密着型だけではなく、那須塩原市内全ての特養で待機者がどれくらいいるのかが分かるツール。また、加算算定等の取得状況など。
- ・ zoom
- ・一人の利用者様の支援に何か所かの事業所がかかわった場合の情報共有が出来ると良いと思います
- ・意見交換会等（オンライン会議含む）に参加する時間や人員の確保が難しい小規模な事業所では、対面ではなくデジタルツール等の情報連携が望まれます。 また、事業者間の情報連携で完結せず、利用者自身で希望・要望を入力し、ニーズに沿った各事業所の情報が共有されるツール等があれば導入してみたいと思います。

問11 情報連携ツールの導入に当たり、支障となることがあれば教えてください。（任意回答）

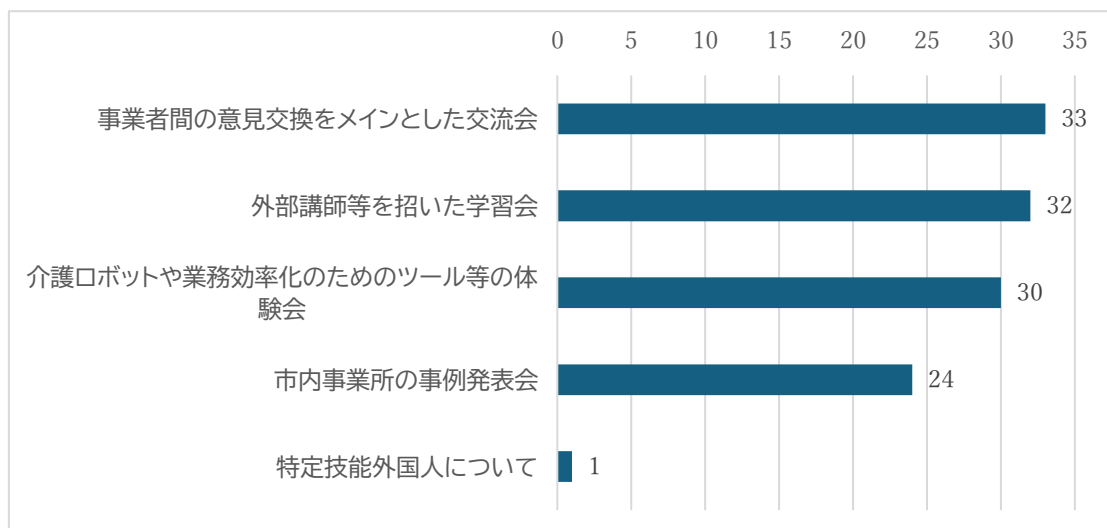
- ・事務作業。
- ・普段から気軽に活用できるツールでないと導入する意味がない。
- ・新しいことを実施すると必ず出てくる不満の対応（マイナ保険証の報道のような感じ）
- ・時間がとりにくい
- ・ネット環境や物の整備
- ・個人情報の管理。FAX 等ではできないとなるとこの地方は広いので移動に時間がかかる。
- ・費用負担、料金負担
- ・設定ややり方などが難しいのは支障になると思います
- ・業務時間の確保。
- ・入居者様の個人情報や事業所内部の情報が関係者以外にも提供されてしまうのどうか。守秘義務が果たせる仕組みかどうか。
- ・事業所や地域包括支援センター等において、ケアマネージャーや事業者個人間の付き合いにより情報共有が完結されている場合があります。より広く共有できるよう推進していただきたいと思います。

【令和7年度の協議会活動について】

問 12 活動方針の方向性について、ふさわしいと思うものがあれば、選択してください。
(複数回答可)

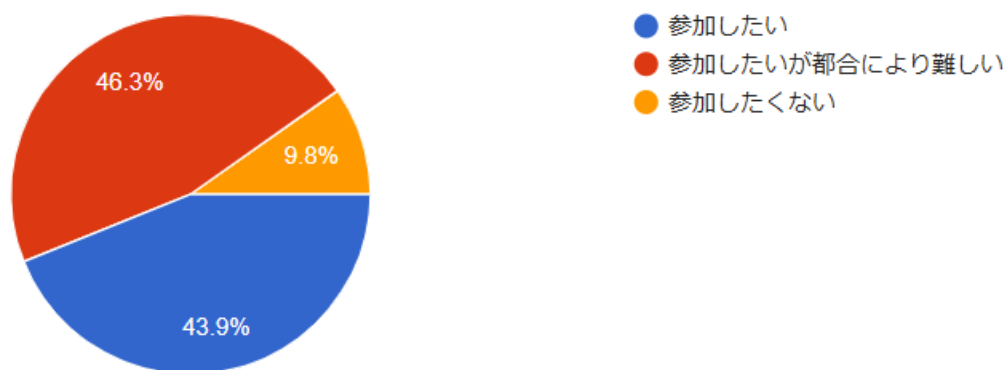


問 13 協議会活動として実施してほしいものがあれば回答してください。(複数回答可)

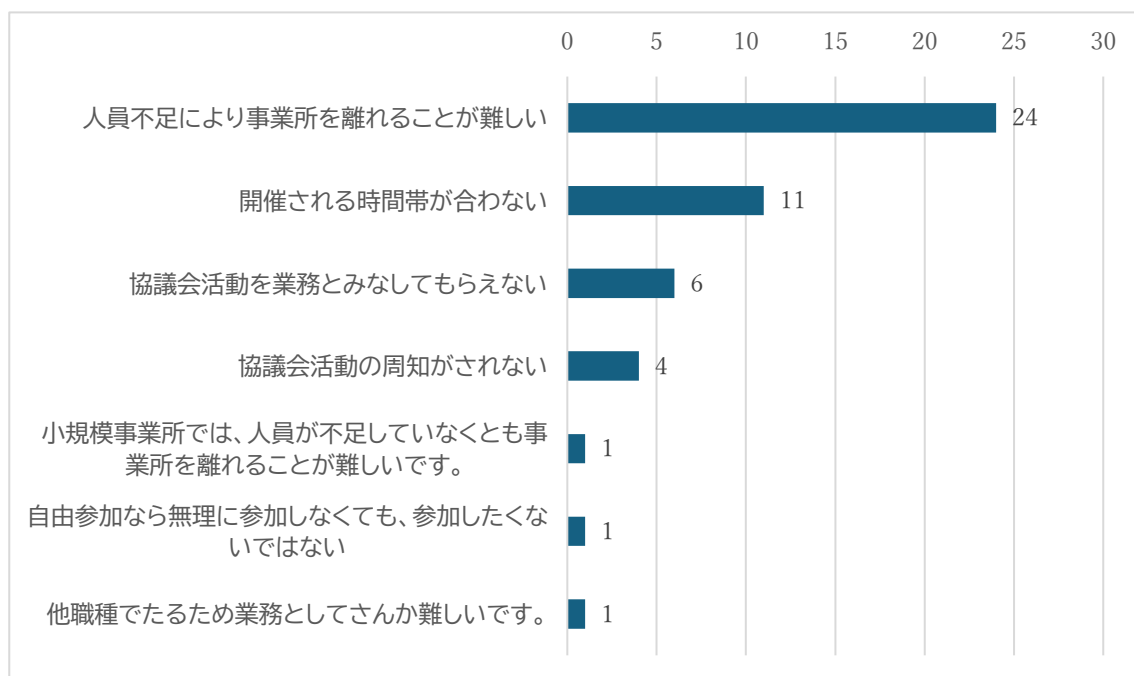


【参加の意向について】

問 14 協議会活動が開催される場合、参加したいと思いますか。

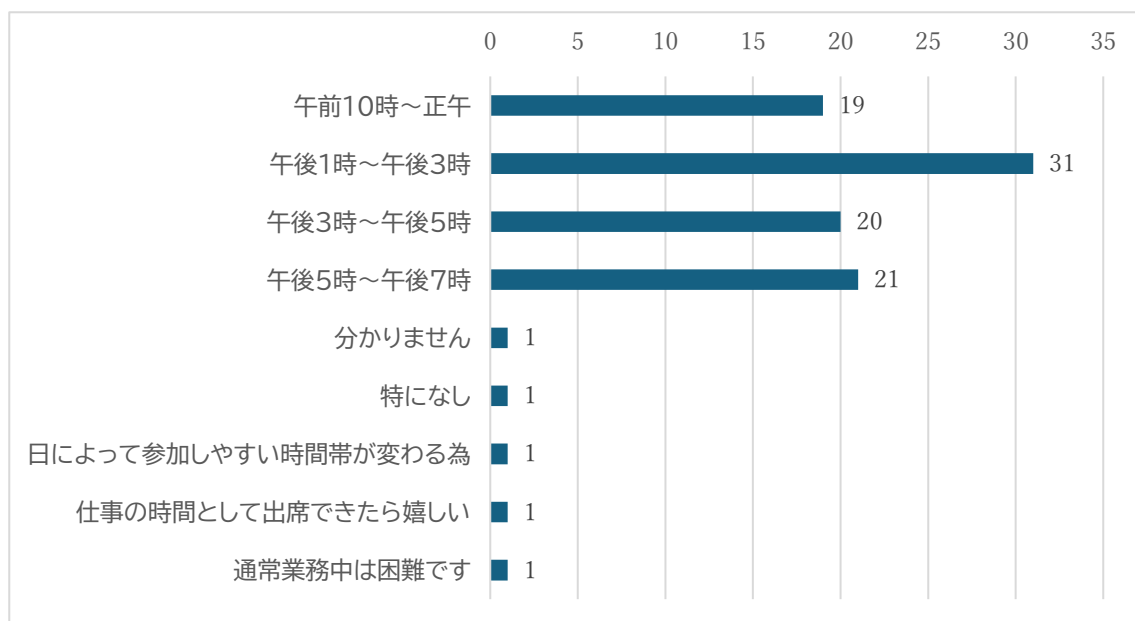


問 15 協議会活動に参加することが難しい理由について教えてください。



【協議会活動の実施時間について】

問 16 協議会活動を実施する場合、参加しやすい時間帯はありますか。



【その他】

問 17 その他 協議会活動へ意見がある場合は記入してください。

- ・管理者対象の内容、管理者をサポートする立場の職位対象の内容、介護現場のリーダー対象の内容等々、具体的に活動内容を精査する必要があると思慮する。
- ・事務局の方には大変お世話になっております。これからもよろしくお願いします。
- ・協議会活動としては、年度末に行われる集団指導の実施のみと認識している。施設として、市の職員、包括、民生員等、施設職員で運営推進会議を実施しているが内容が周知されているのか疑問がある。各事業所で抱えている課題があると思うので各事業所に対して現状の聞き取りをするなどして担当者の顔が見えるような活動をして欲しいと思う。『介護カフェを開催するので参加して欲しい。その場で意見交換ができます。』というお知らせがあったとしても、業務都合により参加できない場合の対策がないと思う。市内の事業所間の連携ができる取り組みをより具体的に実施して欲しい。
- ・他職種ですが、部会の設置よりは交流会の方が職員が参加しやすいと思いました
- ・介護現場以外の部分について、他事業所の状況を知ることがほとんどできない。

◇参考 那須塩原市介護保険事業者連絡協議会会則

(目的)

第1条 この会は、那須塩原市介護保険事業者連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称し、那須塩原市内において介護保険事業を円滑に進め、被保険者の立場に立った質の高いサービス提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 連絡協議会は、次の事業を実施する。

- (1) 各事業者間で抱える問題点の検討
- (2) 市民からの苦情、内容についての改善策の検討
- (3) その他事業者間の意見交換、調整等

(会員)

第3条 連絡協議会は、那須塩原市内の介護保険事業者で組織する。

(組織)

第4条 連絡協議会に次の役員を置き、会員の互選によってこれを定め、会長は役員会の互選により選出し、副会長、書記は役員の中から会長が指名する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 役員の任期は3年とし、補欠の場合は役員会で推薦し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 連絡協議会総会は、年1回開催するものとし、必要に応じて臨時総会を開催できるものとする。

(事務)

第6条 連絡協議会に関する庶務は、那須塩原市保健福祉部高齢福祉課で行う。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。